令和４年２月第１回臨時会会議録

　令和４年豊郷町議会２月第１回臨時会は、令和４年２月２４日豊郷町役場内に招集された。

　１、当日の出席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　１　番　　　　日比野　雄　二

　　　　　　　　　　　　　２　番　　　　辻　本　　　勇

　　　　　　　　　　　　　３　番　　　　中　島　政　幸

　　　　　　　　　　　　　４　番　　　　村　岸　善　一

　　　　　　　　　　　　　５　番　　　　前　田　広　幸

　　　　　　　　　　　　　６　番　　　　高　橋　直　子

　　　　　　　　　　　　　７　番　　　　西　澤　博　一

　　　　　　　　　　　　　８　番　　　　鈴　木　勉　市

　　　　　　　　　　　　　９　番　　　　西　澤　清　正

　　　　　　　　　　　　１０　番　　　　今　村　恵美子

　　　　　　　　　　　　１１　番　　　　河　合　　　勇

　２、当日の欠席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　な　　　　　し

　３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

　　　　　　　　町長　　　　伊　藤　定　勉

　　　　　　　　教育長　　　　堤　　　清　司

　　　　　　　　総務課長　　　　山　田　裕　樹

　　　　　　　　保健福祉課長　　　　森　　　ちあき

　　　　　　　　住民生活課長　　　　長谷川　勝　就

　　　　　　　　教育次長　　　　馬　場　貞　子

　４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

　　　　　　　　議会事務局長　　　　神　辺　　　功

　　　　　　　　書記　　　　田　中　宏　樹

　５、提案された議案は次のとおり

　　　　議第　１号　　専決処分につき承認を求めることについて

　　　　　　　　　　　（令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第９号））

　　　　議第　２号　　令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１０号）

河合議長　　皆さん、おはようございます。

　ただいまから、令和４年２月、第１回豊郷町議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は１１名で、会議開会定足数に達しております。よって、第１回臨時会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

　（午前９時３５分）

　最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも、特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。

　会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、２番、辻本勇議員、３番、中島政幸議員を指名いたします。

　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

　お諮りいたします。

　本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議　　員　　異議なし。

河合議長　　ご異議なしと認めます。

　よって、会期は本日１日間と決しました。

　日程第３、議第１号専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　皆さん、おはようございます。

　本日は全員協議会に引き続き、令和４年第１回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご理解を賜っておりますことに対しましても重ねて厚く御礼申し上げます。

　本臨時会には、承認案件１件、補正予算案件１件を提案させていただきましたので、ただいまから提案説明させていただきます。

　議第１号専決処分につき承認を求めることについて、説明をいたします。

　専決第１号、令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）を定めることにつき、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和４年１月１３日に専決処分いたしました。

　この令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１,００９万５,０００円を減額し、歳入歳出予算総額を６４億１０８万４,０００円としました。歳入では繰入金１,００９万５,０００円を減額し、次に、歳出では土木費１,１１５万１,０００円を追加し、総務費１０１万１,０００円、民生費６０５万６,０００円、衛生費１９９万円、農林水産業費１２５万５,０００円、教育費１,０９３万４,０００円を減額しました。

　以上、地方自治法第１７９条第３項の規定により報告いたします。この後、担当課長から補足説明をいたさせますので、どうぞご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　それでは、私の方から令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）の説明をいたします。歳入では６ページ、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、１,００９万５,０００円の減額でございます。

　次に、歳出の主なものは、まず、９ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、目１道路維持費、節１２委託料の１,１３２万２,０００円は除雪費の追加でございます。それ以外の７ページから１０ページについては、職員の給与、手当、共済費の削減でございます。

　以上で説明を終わります。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　それでは、議第１号専決処分につき承認を求めることについて、質疑をさせていただきます。１点だけです。

　今説明がありました、道路橋梁費の除雪委託料の１,１３２万２,０００円の内訳についてご説明お願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の質疑にお答えします。

　除雪費につきましては、当初６回分の除雪費を見ておりまして、今回の補正で６回分の追加を見ております。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再質疑はありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　６回分の追加ということで、これは業者にお支払いをする分というふうに理解をしていいのですか。そのことが１つ。

　それと、私２月１日から区長をさせていただいているんですが、豊郷町の各字に対する除雪作業補助金交付要綱の第２条に基づいてでは、大雪警報または大雪特別警報が発令され除雪を要するときは、前項の規定とは別に予算の範囲内で町長が定める金額とするということで、これに基づいて、例えば私の字ですと通常７万５,０００円の補助がその２倍の１５万、補助がいただけるということで通知をいただきましたので、早速申請をさせていただいたところですが、お聞きしたいのはこの分がどこに入っているのかをお聞きをしたいのと、それで、この今生きている交付要綱を拝見しますと、１６字が補助対象になっている。これで、これの総計が１６５万円、私のところは倍になりましたので、これ全体が倍になっているとすると３３０万円、１６５万円の追加になっていると、この交付要綱でいけばですよ、になるのですが、この要綱に基づいて、この要綱では１６字まだ残っているんです。この中で区が解散されたところ２つありますが、この要綱では１６字になってます、まだ。何に基づいてね、どこに補助がされているのかね、この分が、倍増になった分はどうなっているのか。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

　今回の補正予算につきましては、業者への委託料の分でございます。各字の補助金が増加、倍になる増加の部分については当初から見ておりますので、そのような形になっております。

鈴木議員　　いや、僕冒頭聞いてるやん。この要綱に基づいて、どこを対象にされているんですかって。

総務課長　　対象は各字を対象にしております。

河合議長　　鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　いや、今生きてるこの要綱ですよね。これ、生きてるんですよ。平成２９年になってると。私はその申請をしたら駄目だと言ってるんじゃないんですよ。あくまで要綱に基づいて仕事されるわけですから、これを読みますと、補助対象事業の実施主体は別に定めるとなってるんです。この別表の補助対象字というのは１６字まだ残ってるんです。これのとおりにやるとすると１６５万円、１６字対象になると、この要綱でいけばね。で、現実には今２つの区はないと、そうするとこの補助対象にならないですよね、これでいけば。だから、いずれにしても、きちっと補助する場合であれば補助すると、しない場合はしないと。だから要綱をきちっと整理をしておかないと、だから私がお聞きしたいのは、今の現行ではまだこれは生きてる。このとおりにやれば、１６字１６５万を出したのかどうかね、現実には２つの字はもう今はないとすれば、要綱の改正をする必要があるんじゃないかと。いずれにしても、きちっとこれは整理をする必要があるんじゃないかということを申し上げているだけです。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。辞退した字もあるんやから、はっきり言わなあかんで。みんながみんな、もろてへんぞ。

総務課長　　鈴木議員の再々質疑にお答えします。

　今、字としては成り立っていない２字があります。で、もし仮にこの字が除雪を、任意団体でもつくって除雪をした場合は補助が出るようにはしていかなあかんのかなという思いもありますので、この補助要綱を一度見直した方がいいというのはごもっともでございます。そのように指示させていただきます。

　以上です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　この専決では職員の給料とかいろいろあるんですが、人事異動があったということなので、今回の人事異動で職員の異動の状況、どの課の職員がどこの課に行ったとか、そのことを説明してください。今回の職員の異動はどういう理由で、執行サイドで行ったものなのか、それを説明してください。

　それと、道路維持費の除雪費のことですけど、もともとの予算は２,４３７万１,０００円、これまでの６回分にさらにプラス、追加して６回分の追加で１,１３２万２,０００円があるんですが、年末の大雪はすごかったので、あとの道路が大変な状況で、各字あるんですが、それに対してこの専決は１月１３日に専決になってるんやけど、もう年始すぐ役場が開かれていますが、その住民、各区の区長さんやら、それからいろいろな各種団体の人やら、いろいろな問い合わせがあったと思うんですが、予算的には１３日に追加して、その間は予備費的な感じで流用して、かなりの流用とかしてたのかなと思いますが、このようなことが、今回のようなことが今後も十分に起こり得ると思うんですけれども、これに対して各字の、先ほどの言うてた１６５万円というのが字に対する除雪費の総額みたいですけど、それはどういう配分をしてるんですか。人口割、それとか道路のメーター数、いろいろありますが町としての配分の根拠を説明してください。字じゃないところにも出しているのか、区が、今は２字がないわけですけども、どういう根拠で出しているのか、それをちょっと説明してください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えします。

　まず、職員の異動につきましては、今回、税務課で産休と育休に入る職員がおりましたので、まず、そこを一番に異動を考えて、住民生活課から１名異動しております。なので、住民生活課１名補充するのに、１名を産業振興課から追加して、その追加で福祉保健課に追加を、また異動をさせたということでございます。

　あと、社会教育課の方は、ちょっと職員、いろいろありましたので、ちょっと１名を教育委員会の中から異動してもらったということでございます。なので、今回の減額につきましては職員の時間外とか、その他いろいろなものを今回、３月に向けて精査したものの減額ということでございます。

　あと、道路の除雪につきましては、当初の６回分というものは今までの平均の、平均というか、毎年の計上しているものでございます。今年度の大雪、年末に降った大雪は災害級の大雪でしたので、それに特別に何回も除雪に出ていただきましたので、それを精査して今後の見込みも加えて今回６回分の追加を１３日の専決でさせていただいたということでございます。

　あと、各字の補助金につきましては、５年前の大雪のときに、各字の除雪の体制で、同じ額の、大雪の場合何回も出るので、同じ金額ではいけないのじゃないのかいう指摘がありましたので、その年に大雪になったときは倍出すというふうに規則を変えさせていただきました。それで今回、各字での申請に基づいて対応しておりますので、申請のないところは補助をしないということになっております。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑はありますか。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかにありませんか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、土木管理費の委託料、除雪委託料についてお尋ねします。

　要綱のことを同僚議員から提案がありましたけれども、字の実情、雪なりね、災害は字を選んで降ったり、災害が起きるわけじゃありません。本当に困っている人は一緒ですので、要綱のところに字に準ずる区とかね、字に準ずる団体とか地域とかいう感じで入れて、町民が本当に公平に、こういう除雪の、今回は除雪ですけれども、除雪とか災害についてきちんと町の支援がいただけるような要綱の変え方というのを提案したいんですけど、いかがでしょうか。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の質疑にお答えします。

　先ほどもお答えさせていただきましたように、今、いろいろな自治会がいろんな形態で新たに出てきておりますので、そのような形態に合うような要綱の見直しを行うように指示をしますというお答えをさせていただきましたので、そうします。

　あと今回、除雪の件でそういうようなことが浮き彫りになったので、ほかの補助もそのように見直さなければならないと思っておりますので、全課にお知らせします。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　他にありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですから、これで質疑を終結いたします。

　これより、議第１号の討論を行います。討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

　これより、議第１号について採決をいたします。賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、退室者１名を除く全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

　日程第４、議第２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

　町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　町長。

伊藤町長　　議第２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１０号）についてご説明申し上げます。

　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億５,６６８万６,０００円を追加し、歳入歳出予算総額を６５億５,７７７万円とするものであります。歳入では国庫支出金４,６４０万６,０００円、繰入金２,６６８万円、町債８,３６０万円を追加し、次に、歳出では民生費２,５４９万５,０００円、衛生費６９７万円、教育費１億２,４２２万１,０００円を追加するものであります。繰越明許費の補正は、第２表繰越明許費補正のとおりであります。地方債の補正は、第３表地方債補正のとおりであります。

　この後、担当課長から補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　それでは私の方から、令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１０号）の説明をいたします。

　歳入では７ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目２民生費国庫補助金６００万２,０００円のうち、節１社会福祉費補助金５００万円は、子育て世帯等臨時特別給付金事業費補助金、住民税非課税世帯分でございます。

　節２児童福祉費補助金１００万２,０００円は、子育て世帯への臨時特別給付事業支援給付金でございます。

　目５、教育費国庫補助金４,０４０万４,０００円のうち、節１教育総務費補助金１３５万円は、学校保健特別対策事業費補助金です。節３小学校費補助金３,９０５万４,０００円は、学校施設環境改善交付金、款１８繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金１,６１８万円でございます。

　８ページ、目４公共施設等総合管理基金繰入金は１,０５０万円、款２１町債、項１町債、目３教育債の７,３８０万円のうち、節１の６,６６０万円は日栄のさと空調更新工事、日栄小学校分、節２の７２０万円は日栄小学校体育館ＬＥＤ照明改修工事、目５民生債９８０万円は、節２施設整備事業債の日栄のさと空調更新工事、愛里保育園分となります。

　次に、歳出の主なものは９ページ、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費５００万円は住民税非課税世帯等臨時特別給付金、項２児童福祉費、目２児童措置費１００万２,０００円のうち、節１８負担金補助金及び交付金の１００万円は子育て世帯への臨時特別支援給付金です。目３愛里保育園施設費１,９４９万３,０００円のうち、節１４工事請負費１,８９２万５,０００円は、日栄のさと空調更新工事です。

　款４衛生費、項２清掃費、目１清掃総務費６９７万円は、節１７備品購入費で生ごみ処理機の購入でございます。

　一番下、款１０教育費、項２小学校費、目６日栄小学校整備費１億２,１１３万４,０００円は日栄のさと空調更新工事の節１２監理委託料４１１万８,０００円と、１４工事請負費１億１,７０１万６,０００円でございます。

　戻りまして３ページ、第２表明許繰越費の補正は、追加として、上から順に愛里保育園改修事業１,９４９万３,０００円、生ごみ減量堆肥化推進事業６９７万円、新型コロナウイルス感染症対策事業１１３万２,０００円は豊郷小学校、下段１００万５,０００円は日栄小学校、その下９５万円は豊日中学校です。日栄小学校改修事業として１億２,１１３万４,０００円を追加しております。

　②、変更として住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に追加５００万円の８,７９５万５,０００円としております。

　４ページ、第３表、地方債の補正です。学校教育施設等整備事業債６,６６０万円、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債として７２０万円、施設整備事業債、一般財源化分として９８０万円を見ております。

　以上、説明を終わります。

河合議長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、議第２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算（第１０号）につきまして、質疑をさせていただきます。

　まず、ページとしましては７ページです。款１４、目５教育費国庫補助金の中の節、教育総務費補助金１３５万円はコロナ対策だとお聞きしましたけれども、どういう内容で使おうと思っておられるのかを教えてください。

　それから８ページです。８ページの款２１、目、教育費、節の学校教育施設等整備事業、日栄のさとの空調関係の工事が行われるということなんですけれども、こういう空調関係の傷み具合というのは、次の年に建てた豊郷小学校にも準じていくのかなと思うんですけども、点検のときに気がついていただけたんだという説明でした。こういうのは年数的に１０、１５年、２０年とかいう節目でよく傷むものなのか、たまたま見つけていただけたのかというのを教えてください。次の豊小にも覚悟しなきゃいけないのかなということを教えてください。

　そして、大きな工事費になっていきます。そういう点では公平な入札をなさってくださるとは思うんですけれども、大体こういうことを請け負ってくださりそうな業者というのは何社ぐらいに声をかけようと思っておられるのかを教えてください。それから、同じく防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、日栄小のＬＥＤの照明改修が予定されていますけれども、これもどういう業者、何社ぐらいが該当するのかなというのを教えてください。

　９ページです。４衛生費、１清掃総務費、１７備品購入費におきましては生ごみ処理機を考えてくださっているそうなんですけれども、これはこの項に、増やそうとしている現状の説明と、それからごみの削減については、私たちの町は先進的なことやっていますので、こういうこともどんどん必要になってくるのかなと思うんですけれども、こういうのもどういうところが浮かんでいるのか、入札にかけるにしても何社ぐらいが参加してくださるのか等、お願いします。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

　まず７ページ、教育総務費補助金の内容ということだったと思います。そちらにつきましては学校における感染症対策支援に係る経費でございます。

　２点目につきましては、日栄のさとの空調の経緯ということだったと思うんですけども、こちらにつきましては昨年、令和３年の８月下旬に日栄のさとの給食室の空調が効かない、また、愛里保育園の保育室も効きづらい部屋があるということがありまして、今回、あそこの日栄のさと自身がもう２０年ほど経過しておりますので、空調をやりかえるというものでございます。

　３点目なんですけども、その工事について何社かということだったと思うんですけども、公募を募りますので、何社かということは分かりません。

　次に、ＬＥＤの工事につきまして何社かということですけれども、そちらにつきましても、それは審査会で今後決めさせていただくことですので、こちらでは今現在分かりません。

　以上です。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

　増やす現状ということですけども、私、１２月議会でも申し上げさせていただいたんですけども、今までは古い集落の方をメインに啓発、勧誘とかしておりましたけども、これからは新興住宅地の方を中心にさせていただく予定ということで発言させていただきました。そしてその準備をしておったんですけども、生ごみ処理機の方が現在故障中、１台故障中ですので、１台しか今稼働しておりませんので、この勧誘の方は今現在はちょっと、増えても対応ができませんので、現在はやっておりません。中止させていただいております。そして契約の方ですけども、現在行っている生ごみ処理機は信楽の業者でございまして、こちらの方、特許の方を持っておりまして、攪拌と破砕を一体型でできるという特許はこの業者しかございませんので、この業者ということで随意契約の方を考えております。

　以上です。

河合議長　　高橋さん、再質疑はありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋さん。

高橋議員　　それでは、再質疑をさせていただきます。

　教育総務費の補助金なんですけれども、もっと具体的に、使い方というのはイメージなく、取りあえずいただいておきましょうかという段階なんでしょうか。例えば、うちの場合はこういうところはもうちょっと足りないから頑張ろうとか、そういう事業名とかが分かったら教えてください。

　日栄のさとの空調の工事云々、もちろん入札はね、まだまだこれが通ってからいろいろ、審査、声かけようという、業者を選ぶのは当局のお仕事ですので、そこまで介入しようと思わないんですけれども、よく、入札ね、参加者あっても、１０社ほど声をかけても辞退が多かったりとか、結果的に一、二社しか札を入れなかったとか、そういうことが最近ありましたので、ちゃんとした入札を行っていただきたいなというので、空調のこともＬＥＤのこともしっかり、例えば本当に競争が起きる、そういう入札にするべきだということでこの質問させていただいております。そういう心構えをぜひお示しいただきたいと思います。

　それから９ページの生ごみの処理機については、傷んだ分の追加なので、追加というか代わりのものを購入するということなんですけども、本当にごみの減量化は取り組まなきゃいけない喫緊の課題ですので、この６９７万円というのが、私はこういうのに額的にどうなのかっていうのは分かりませんので、随意契約がいいのか悪いのか、ちょっと判断の材料を持っていないんですけども、町の生ごみをとにかく自然に戻していくんだ、そして町民に喜んでもらうんだというよい事業ですので、今回は代理のものをという額だけですので、もっと増やす算段もお考えになったらどうかなと思います。

　以上、お願いします。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

　教育総務費補助金の具体的な内容ということだったと思うんですけれども、具体的な事業名といたしましては、感染症対策のためのマスク等購入支援事業であったり、学校再開に伴う感染対策、学習保障等に係る支援事業、感染症対策の学校教育活動継続支援事業等がございます。また、入札につきましては、ルールに従って適切に対応していきたいと思います。

　以上です。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

　今回、生ごみ処理機の買い換えの方をお願いいたしまして、この機械が入った後に新興住宅地等をメインに勧誘、推進の方をさせていただきますけども、その状況によりまして、またこの現在１００キロの機械を今回上げさせていただきましたけども、たくさんもし増えれば、また大型の機械とか、その辺はまたその時になってみないと分かりませんけども、またそういうこともあり得るかなと思っております。できるだけ会員が増えますように努力させていただきます。

河合議長　　高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　まず、４ページの地方債補正、追加ということで、学校教育施設等整備事業債、日栄のさと空調更新工事につきまして、限度額は６,６６０万円、５％以内の利率ですけども、また、その下の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、日栄小学校体育館ＬＥＤ照明改修事業で、限度額７２０万円とありますが、その下にも施設整備事業で空調分の一般財源化分が９８０万円ありますが、これらの地方債、この間、豊郷町は町債を増やしてきているなと感じるんですけれども、この地方債は、この返済は大体決まってますから、それぞれについてどういう返済の仕方を何年返済でやっていくのか、融通先、借りるところはどこなのか想定していると思いますので、それを説明してください。

　そして、次は歳出９ページ、款３、項１、目１の社会福祉総務費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の５００万円のがありますが、これは子育て世帯等臨時特別給付金が１２月のときにも上がっておりましたけれども、この分はどういう追加分なのか。対象者は何人で、何世帯で幾らになるのか、その内訳を説明してください。

　その下にあります項２児童福祉費の目２の児童措置費でも子育て世帯への臨時特別給付金支援給付金も１００万円とありますが、これについても内訳を、何世帯、金額も幾らというのを説明してください。

　それから款４の衛生費、項２の清掃費、目１清掃総務費で、今回、新しい型の生ごみ処理機の特許があるところで、攪拌と粉砕、両方できる機能と言っておられましたけれども、この生ごみ処理機を入れて、これまで聞いたところ年間４００弱ぐらいの町民の利用者の中で４０トンちょっとが年間生ごみ処理されて資源化されているということを前お聞きいたしましたが、１台故障中ということですが、それは直るかどうかちょっと、直す予定なのかどうか分かんないけど、この新しい型の生ごみ処理機というのは、これで日量どのくらいで、年間通すと今まで４０トンちょっと超えるというぐらいやったけど、これを全部稼働すると年間どのくらいの、まあ、前のもちょっと空きがあったとか言ってましたけど、まだ能力はあるんですとか言うてましたが、どのくらいができるんですか。減量化は当然のことですけど、やっぱりせっかくの新しい機種なので、機能としてどういう点が増加されていくのか、その辺を課長の方では検討材料にしていると思うので、その説明をしてください。

　それから小学校費の日栄小の整備費の中で、工事請負費が１億円超すんですが、ここに国庫支出金、交付金として３,９０５万４,０００円が上がっておりますが、国が言う交付金というのは一遍にくれないんですけれども、これも分割で町に入ってくるのかなと思うんですが、どういう形で国はこの交付金を出すのか。またこの金額についても、何年かけて町に入ってくるのか、交付金措置だから地方交付税とかに算入されるのかなと思いますが、その辺もちょっと内容について説明してください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の質疑にお答えいたします。

　まず、８ページの町債につきまして、教育債と民生債でございますけども、１０年で、民間の金融機関での見積りを予定しております。

　以上です。

保健福祉課長　　議長。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　今村議員のご質疑にお答えいたします。

　私の方からは９ページの社会福祉総務費、負補交の５００万円についてです。

　この給付金は国の事業でして、１２月２１日に議第７６号の一般会計補正予算（第８号）で議決いただいております非課税世帯に対し１世帯当たり１０万円給付する事業で、今現在申請を受け付けているところです。

　当初、国が示す算定で、１１月末の世帯数で、見込み件数７６５件を見ておりましたが、少し足りないということで５０件多い８１５件を見込ませていただきまして、今回、５０世帯分５００万円を追加で補正するものです。

　その次の児童措置費の方です。こちらの事業につきましても、これも国の事業でして、既に実施の高校生世代までの子育て世帯への臨時特別給付金を児童手当の仕組みを用いて給付を行ったために、基準日より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金等を受け取れなかった方に対して子育て支援をする目的で、事業を一部見直しされて実施するものです。児童１０人分１００万円と、振り込み手数料２,０００円を計上しています。全て国費となります。

　以上です。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

　生ごみ処理機、２台ありますけども、現在、１台故障しているということで、それがもう直らないということで、今回予算計上させていただきました。現在は１台運転でやっております。

　生ごみ処理の会員ですけども、現在３９４名いうか、これは世帯ですので、大体、一世帯３名と考えますと１,２００名が利用されているということでございます。１台につき１日１００キロの処理能力がございますので、これを年間２台でフル活動いたしますと７２トンの年間処理量がございまして、２台目が入って、きちっと処理の方ができますとそれだけできますので、現在の４００名ほどの世帯、会員数から、２台ですと６００世帯、３名と換算しますと１,８００名ほどの会員が募集できるということを考えております。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

　７ページの小学校補助金、学校施設環境改善交付金のことで、どのように入ってくるかということだったと思うんですけれども、補助率は３分の１となっております。概算払いの後に精算払いという形で入ってきます。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再質疑はありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　保健福祉課長に、さっきの説明でお聞きしたいんですけど、この対象世帯をどうするかということで、結構国会でもそういうのが指摘の論戦になっていましたけれども、うちで５０件増やすと、それはどういう世帯なのか。どういう方たちがこの子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金、非課税分という世帯に入るのか、その概要を説明してください。離婚等とか、そういうのも当然含まれてカウントできなかった面とかもあるのかもしれないし、その説明をお願いします。

　それと教育委員会、次長には、その交付金は一応、概算請求して、確定したらその交付金の額が決まるというのはシステム的には当たり前なんやけど、一括払いなんですか、そこをはっきりしてください。一括で、このお金が、その事業確定、普通は事業が終わった後にしか来ないんやけど、そのときに一括で来るのか、それともそれが何年かけての分割払いで来るのか、その辺をはっきり聞きたいなと思ったんです。そのことを説明してください。

　以上です。

保健福祉課長　　議長。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

　まず住民税非課税世帯に対する給付ですが、こちらにつきましては、当初は国が示す算定ということで、１１月末の全世帯数掛ける２３.３％と、家計急変７％の、国の数字で７６５件を見ておりました。

　事業をスタートさせていただきまして、今の対象世帯というのが、課税情報と扶養状況、また世帯状況で抽出するものです。これでいきますと、１月下旬に対象と思われる７５０世帯ほどの世帯に申請書を送付しておりまして、これでいくと、初めに７６５件見ていたのが、７５０件ほどあるんじゃないかということで、あと残り１５件ほどしかないということで、今回、家計急変の分もあるであろうということで、５０世帯分を追加させていただいております。

　子育て世帯へのこの支援給付金の方ですが、こちらにつきましては、一応児童１０人分を見ております。これについては、把握というのはなかなか難しいんですが、児童手当の受給者が変わった分が６件ありましたので、そこから算定しまして１０件分を今回計上させていただきました。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

　工事自身が単年の工事でありますので、一括で入ってきます。

　以上です。

河合議長　　今村さん、再々質疑はありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村さん。

今村議員　　子育て支援等臨時特別給付金事業補助金の国庫支出金の方ですが、家計急変、いろいろ、確定申告もありますし、町内で収入が減ったというご家庭も少なくないと思いますが、国のそういう基準に比べて、大体概ね何割がそういう対象になるという目安とか、そういうのはあるんですか、それとも町としては、税務課のそういう申告が終わって、そういうのを全部含めて、３月、どこまでが申請の対象、期限にしてやっていくんですか、その辺、最後ですけど聞かせてください。

保健福祉課長　　議長。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　今村議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

　この非課税世帯の給付金につきましては、受付の方が今年の９月の末までとなっております。それに伴いまして、繰越明許費についても補正をさせていただいております。現在のところですが、世帯数３,０００件ほどに対しまして今回８１５件を見込んでおりますので、ちょっと、パーセントは計算できてないんですけど、その程度かなと思っております。

　以上です。

今村議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　議第２号令和３年度豊郷町一般会計補正予算に対する質疑をさせていただきます。

　これは総務課長にお聞きした方がいいと思うんですが、８ページの町債では、日栄のさと空調交付金ということで、日栄小学校分と愛里保育園分に分けていますが、まず日栄のさとという呼称ですね、呼称、思い出しますと、日栄のさとというのは複合施設で、これは日栄のさとという補助金はなくて、日栄のさとというのは運営形態、運営概念ですよね、日栄のさとという呼び方そのものは。それで、日栄のさとというのが表に出てきて、括弧でくくられて日栄小学校というくくりになっているんです。

　日栄のさとは、あそこができたときには３つの補助形態がありましたよね、小学校は教育、それから保育園は、当時は福祉だったのかな、もう１つはデイサービスを行っていた部分ですよね、この３つの補助対象が１つになってできているのが日栄のさとで、日栄のさとに対する補助金じゃないわけです。まず、これを確認しておきたいんです。これは運営形態、運営概念の問題ですね。じゃあ、複合施設がどうなるのかというのは、それは今日の質問ではありませんので置いておきますが、そうなりますと、ここで挙げられていますのは、小学校と愛里保育園の分ですから、それとデイサービスでの部分ですよ。補助金をもらった部分、ここにも空調があるのかどうか分かりませんが、例えばあそこは第５投票区になっていまして、私、あの大きなところ、あそこがデイサービスをやっていたところですから、そうすると、これでいくと全体が賄えないいうことに、日栄のさと全体の空調になるのかならないのか、日栄のさとということでくくって、２つでくくっていますから、つまりデイサービスの部分の、当時の部分は空調があるのかないのか、そこは今回直すのか直さないのか、そこの部分だけは直さないのかというのが１点です。

　もう１つは、この町債の９ページの日栄小学校整備費の地方債７,３８０万になったんですが、この内訳を、教育費国庫補助金の３,９０５万４,０００円は愛里保育園のどこかに、ここで３,９０５万４,０００円は出てますよね、この上のやつは。教育費の国庫補助金の分はね。ほんで、後は町債が６,６６０万円と９８０万円ですよね、これがどこに出ているのか、これで計算すると２６０万円ほど合わないので、その説明をお願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の質疑にお答えします。

　まず、地方債のことなんですけども、確かに日栄のさとができたときは生きがいデイの部分がありましたが、その部分については、ちょっと年度は忘れましたが、保育園の部分の用途廃止がもう済んでおりますので、その部分については、今回は愛里保育園の部分の改修として含まれております。用途廃止で保育園の部分になっておりますので、そうなっております。

　あと、額が合わない件なんですけども、補助対象経費というのがありますので、例えば日栄のさと空調更新工事、日栄小学校分でいきますと１億円が対象となりますので、そこから交付金を引いた額に充当率を掛けた分がこの町債の起債となっておりますので、若干額が合わない部分があるということでございます。

河合議長　　鈴木議員、再質疑。

鈴木議員　　デイサービスで、確認ですが、あった部分は、それは用途廃止で保育園になっているということですから、そうすると、先ほど私言いましたけど、大きな部分で、あそこの投票所なんかで使われている部分、あそこにも空調ありましたよね、確か。いや、ちょっと私、あったかどうかよく分からないので、そこも含めてなんですか、この愛里保育園の分というのは。

　今の説明だと、用途廃止で愛里保育園の分になっているから含まれるんだというふうに、そういう回答ですよね。だとすれば、いわゆる今、保育事業に使っている、保育事業といったらいいかな、保育事業に使っている、その施設の中だけでなしに、従来デイサービスが行われていた高齢者福祉の中の部分で使われた空調も、今回は修理をするということになるんですかということが、もう一度確認したいのが１点。

　それと、合わないんだという説明を総務課長から受けるとね、これはしかし、質問のしようがない。やっぱり合わないでしょ、２６０万円合わへんの。ほんで、地方債で上がっている分、そのことを言ってるんじゃないですわ、その部分を言ってるんじゃなしに、地方債で、こちらで２つ上げているわけですよ。地方債から、そのままストレートに足した金額が上がってくるんじゃないかと思うじゃないですか。国庫補助金が云々じゃないから、そうでしょ。だから今、課長の方から説明があった、県の補助金があって、何分の１で、その部分がこれだけですと、それやったら理解をするんですけど、これ、地方債で起こすという部分やという説明だったので、じゃあ、だったらそれはそのままストレートに額として上がってくるんじゃないかと私は理解したんですよ。ところがこれ、若干そうじゃなしに、国庫補助もあるんだということであれば、もう少しやはり詳細な説明、違うという説明では納得しきれへんのでね。具体的に、どこでどう違うのかという。後でもいいですけど、ちゃんと資料で説明してください。違うということでは納得できないということだけ申し上げておきます。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

　以前、デイであったところは現在保育園の遊戯室として使っておりますので、そちらの方も工事はさせていただきます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

　後で資料を出させていただきます。

河合議長　　鈴木議員、再々質疑はありますか。

鈴木議員　　結構です。

河合議長　　ほかに質疑はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　ないようですので、これで質疑を終結いたします。

今村議員　　議長。辻本議員ずっといないんやけど、確認はしないんですか。採決もあるのに。

河合議長　　退席されております本人のことは分かりません。

　これより議第２号の討論を行います。

　討論はありませんか。

議　　員　　なし。

河合議長　　討論なしと認め、討論を終結いたします。

　これより、議第２号について採決いたします。

　賛成の諸君は起立を願います。

議　　員　　（起立、退室者１名を除く全員）

河合議長　　全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

　これをもちまして、本臨時会に提出されました全議案を議了いたしました。

　本日の会議を閉じます。

　これにて、令和４年２月第１回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１０時４３分　閉会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和４年２月２４日

　　　　豊郷町議会議長

　　　　議　　　　　員

　　　　議　　　　　員